

令和元年度  
指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

鳥取県西部総合事務所福祉保健局 福祉企画課

令和2年6月

## 目 次

### 1 令和元年度の実地指導等の結果及び運営に関する留意事項について

- (1) 実地指導実施状況
- (2) 指導結果
- (3) 主な指摘事項
- (4) その他留意事項

**資料1-1** 令和元年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況一覧

**資料1-2** 令和元年度指定障害児通所支援事業者等指導監査実施状況一覧

**資料1-3** 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

### 2 報酬請求に係る注意事項について

- (1) 施設外就労について

**資料2** 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について

※資料2については、就労系の事業所のみ配布とします。

### 3 各種届出に係る注意事項について

- (1) 変更の届出
- (2) 介護給付費等の請求に関する変更の場合
- (3) 廃止・休止届、再開届
- (4) 各種書類のダウンロードについて

**資料3** 指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について

### 4 その他連絡事項

- (1) 障害福祉サービス情報公表制度について
- (2) 就労継続支援B型の総量規制試行的実施について
- (3) 感染症等の予防について

**資料4** 指定障害福祉サービス(就労継続支援B型)の指定に係る取扱いについて

## 1 令和元年度の実地指導等の結果及び運営に関する留意事項について

### (1) 実地指導実施状況

- ・実施期間: 令和元年7月23日(火)から令和2年2月12日(水)まで
- ・実施事業所数: 39法人50事業所

### (2) 指導結果

- ・文書指摘を行った事業所・・・41事業所
- ・口頭指摘のみの事業所・・・5事業所
- ・指摘なしの事業所・・・3事業所
- ・指摘内容及び改善状況一覧・・・資料1-1・資料1-2

### (3) 主な指摘事項

指摘が多かった項目は次のとおりです。

#### ・勤務体制の確保等

→職員の勤怠管理をしていない(特に兼務者)。

(改善方法)

各事業所における月ごとの勤務予定表を作成し、出退勤の実績を記録する必要があります。特に事業を兼務する職員、職種を兼務する職員について、兼務別の勤務時間を管理するとともに、人員基準を満たしているか確認を行ってください。

#### ・個別支援計画作成の不備

→検討会議の記録不備、手順に従った処理がなされていない(訪問系サービス除く)。

(改善方法)

個別支援計画の作成(見直し)において、会議を開催し利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める必要があります。その過程は記録として残しておいてください。また、今一度、作成(見直し)の手順を確認してください。

#### ・非常災害対策

→非常災害対策計画に記載された具体的事項の内容が不十分、避難経路上にある設置物等の転倒防止対策が未実施。

(改善方法)

厚生労働省の通知(※)にある記載すべき具体的な項目を盛り込み、各事業所の状況や地域の実情を踏まえた計画内容としてください。計画は実際に災害が起こった際に利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要です。また、避難経路を点検し、経路を塞ぐ可能性のあるロッカーなどの設置物については、転倒防止対策を適切に行ってください。

※厚生労働省通知: 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について資料1-3

## ・掲示

→運営規程、重要事項説明書等の掲示をしていない。

(改善方法)

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。掲示するスペースがない場合等は、冊子形式にしても構いませんが、誰でも手に取って見ることができるようにしてください。

## ・一般原則〔虐待防止の取り組み〕

→虐待防止研修未実施

(改善方法)

従業員に対して定期的に虐待防止の研修を実施してください。参加できなかった従業員に対しても、周知を行うようにしてください。実施した場合は記録を残すようにしてください。

また、虐待(の兆候)がないか等職員の自己点検について、虐待防止チェックリスト等を活用するなど取り組みを行ってください。体制を整備することにより、従業員が支援困難な際にも組織として対応でき、虐待防止につながります。

※参考資料:「障害者福祉施設等における障害者虐待と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)」

(ホームページ掲載箇所:厚生労働省ホームページ・障害者虐待防止法関係)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

## ・各種加算の算定

→加算算定要件(人員配置、個別支援計画への記載、支援の記録等)を満たしていない。

(改善方法)

加算の算定要件を十分確認してください。また、当該加算の算定要件として記録の作成が求められるものについては、適切に記録を作成してください。なお、届け出た体制に変更があった場合は適切に変更に係る届出を行ってください。

[事例]

○施設外就労加算

→算定要件である個人ごとの月2回の目標達成度についての評価の記録がない。

○欠席時対応加算

→利用中止連絡のあった日時、対応者、利用者の状況、相談援助内容等が記録されていない。

○人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算など

→従業員の異動退職等により、加算の要件を満たしていないのに加算をそのまま算定している。

## (4)その他留意事項

### ○事業所における各種記録の作成について

実地指導では、各基準や各種加算要件等を確認するために説明を求めるとともに、事業所において作成される書類を確認していますが、その際に「記録がない」、「記載内容が十分でなく確認ができない」といった状況が見受けられます。

記録の作成は、「基準を遵守していることの証明」、「給付費請求の根拠」、「事業を運営する上でのリスク管理」等の点において重要です。

今一度、書類が整備されているかどうか確認を行っていただき、必要な記録を作成するとともに、職員間で記録方法の情報共有などを行ってください。

また、記載誤りなどはダブルチェックで減らすことができるので、チェック体制もあわせて整備をしてください。

#### ○定期的な事業運営の確認について

自主的な事業運営の確認について、実地指導が行われない年度においても定期的に実施するようになしてください。

なお、自己点検表をホームページ上に掲載していますのでぜひ活用してください。

(ホームページ掲載箇所)

とりネット→障がい福祉課→ホームページ左側「その他」→指定事業所等について→指導監査関係

<https://www.pref.tottori.lg.jp/256708.htm>

## 2 報酬請求に係る注意事項について

### (1) 施設外就労について

事業所とは別の場所で行われる支援(施設外支援、施設外就労、在宅利用)について、**資料2**「厚生労働省通知(就労移行支援、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について)(平成19年4月2日付障発 0402001号)」の報酬算定等要件をよく確認してください。

#### ○人員配置について

施設外就労先には、施設外就労を行う日の1ユニットあたりの利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員が同行する必要があります。またその日に事業所内で支援を行う利用者がいる場合、事業所内においてもその利用者数に応じた職員の配置が必要です。**この施設外就労先及び本体施設の配置職員に目標工賃(賃金向上)達成指導員は含まれませんので注意してください。**

## 3 各種届出に係る注意事項について

### (1) 変更の届出

事業所の名称、所在地、管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の氏名及び住所、平面図、運営規程等の変更届出事項に変更があった場合、**変更から10日以内**に所定の様式により変更内容を届け出てください。

### (2) 介護給付費等の請求に関する変更の場合

#### ①加算等を新たに算定する場合、又は、加算等の算定される単位数が増える場合

毎月15日までに届出があった場合は翌月から加算等の適用になりますが、16日以降の届出については翌々月からの適用になります。

#### ②加算等の算定される単位が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

加算等の単位数が減る(又は算定されなくなる)事実が発生した日から算定を行うことができません。この場合、速やかに変更届け出を提出してください。

### (3) 廃止・休止届、再開届

事業を廃止、休止しようとするときは**1月前までに**、休止した事業を再開したときは再開から**10日以内**に「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

なお、廃止・休止にあたっては、引き続きサービス提供を希望する者に対し、他の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う必要があります。届出の提出にあたっては、現利用者に対して責任ある対応を行ったことを確認しますので、下記事項を記載した書類をあわせて提出してください。

- ・現にサービスを受けている者に対する措置
- ・現にサービスを受けている利用者の氏名、連絡先、受給者証番号、引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、サービスを継続的に提供するほかの事業者の名称

※参考通知:指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について**資料3**

#### (4) 各種書類のダウンロードについて

届出事項の変更、加算の申請書類などの各様式は、県ホームページに掲載しています。提出にあたっては、最新の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

(ホームページ掲載箇所)

とりネット→西部総合事務所福祉保健局→ホームページ左側「事業者・資格」→各種手続き（申請・報告等）→障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者の指定申請・実地指導等

<https://www.pref.tottori.lg.jp/72387.htm>

## 4 その他連絡事項

### (1) 障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、全ての指定障害福祉サービス事業者等に対して障害福祉サービスの内容等を報告することが義務付けられました。令和2年度の報告については、下記のとおり報告をお願いします。

(報告期間)

令和2年5月1日から令和2年7月31日まで

(報告方法)

「障害福祉サービス等情報公表システム」へログインし、「事業所詳細情報」の報告を行ってください。ログインIDとパスワードは各事業者宛てに通知していますが、不明な場合は連絡をお願いします。

### (2) 就労継続支援B型の総量規制試行的実施について

令和2年10月1日から、米子市及び境港市における就労継続支援B型サービスの指定については、当該地域でのサービス量の需給状況による規制(総量規制)を下記のとおり試行的に実施することになりました。

#### ・総量規制の方向性

就労継続支援B型のサービス量が障害福祉計画に定めるサービス見込量に達している市町村	新たな指定(既に指定を受けている事業所のサービスの追加指定や定員を増加する場合を含む)は行わない。
就労継続支援B型のサービス量が障害福祉計画に定めるサービス見込量に達していない市町村	当該市町村における指定の必要性について市町村の意見を求め、これをサービス指定の際の参考とする。

#### ・実施圏域及び実施地域

実施圏域:西部圏域

実施地域:米子市、境港市

#### ・実施時期

・試行的実施の周知期間:令和2年9月30日まで

・試行的実施の期間:令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

※詳細資料:特定障害福祉サービス(就労継続支援B型)の指定に係る取扱いについて資料4

### (3) 感染症等の予防について

食中毒・感染症発生防止に役立つと考えられるホームページを下記のとおり御案内しますので事業所内研修等でお役立てください。

- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト

:障がい者福祉施設及び高齢者福祉施設向け新型コロナウイルス感染症の感染予防対策研修  
(動画)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291417.htm>

- ・鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安全推進課:食中毒

<https://www.pref.tottori.lg.jp/43264.htm>

- ・文部科学省:新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)